

松 山 大 学 論 集
第24卷第4 - 2号抜刷
2012年10月発行

いわゆる銀目廃止について

鹿 野 嘉 昭

いわゆる銀目廃止について

鹿 野 嘉 昭

はじめに

慶応4年（明治元年）5月9日、明治維新政府は丁銀・豆板銀の通用停止と銀目取引の廃止にかかわる布告を発出し、同日以降、決済手段としての秤量銀貨の利用および秤量銀貨建てで契約を締結する銀目取引は日本から姿を消した。これを銀目廃止という。

江戸時代、大坂では「東の金遣い、西の銀遣い」と称されるように、各種の経済取引は銀目で表示されるとともに丁銀・豆板銀という秤量銀貨により決済されていた。しかし、明和9年（1772）における南鐐二朱銀という金貨単位の計数銀貨の発行を契機として秤量銀貨の鑄造量は傾向的に減少し、幕末の安政5年（1858）時点では金銀貨の流通量に占める秤量銀貨の比重は7%にまで低下した¹⁾。そうしたなか、大坂で行われていた銀目取引はその時々の金銀相場で金貨建てに換算のうえ金貨や金貨建ての計数銀貨により決済されていた。この表示通貨と決済通貨の乖離は銀目の空位化と呼ばれた。

明治維新政府では、銀目の空位化が大きく進んでいたため、銀目を廃止してもとくに大きな問題は生じないと考え、銀目廃止を断行したのである。しかし、実際には予想に反して銀目廃止とともに数多くの両替商が休業・閉店に追い込まれるなど、大阪の金融界は混乱に陥った。すなわち、銀目手形の現金化を求めて手形の保有者が両替商に殺到するなど、大規模な取り付け騒動が発生した

1) 岩橋勝「徳川時代の貨幣数量」、梅村又次ほか編『日本経済の発展』（日本経済新聞社、1976年）、258頁。

のである。こうした動揺を契機として江戸時代に栄華を誇った大阪の信用組織が根本的に破壊されたとされることが多い。

このように銀目廃止は、幕末から明治維新という前近代から近代にかけての移行期における重要な経済事象のひとつとすることができる。それゆえ、戦前期を中心に経済史家の関心を集め、いくつかの研究が公表されている。しかし、銀目廃止の経済史上の意義や効果については必ずしも意見の一致をみとらず、通説が形成されるまでには至っていない。本稿は、そうした研究史の状況を踏まえて、改めて銀目廃止について検討しようとするものである。

以下、第1節では、銀目廃止の実際を概観した後、銀目廃止にかかわる研究動向を展望する。第2節では、銀目廃止と太政官札との関係について分析する。第3節は、銀目廃止が両替商など大阪の金融経済界に及ぼした影響について議論する。最後に第4節では、本稿での議論を要約する。

1. 銀目廃止の意味と研究史に関する展望

1.1 銀目廃止の意味

最初に、銀目廃止の実際を確認することにしよう。慶応4年（明治元年）5月9日に明治維新政府により発出された銀目廃止にかかわる布告は次のとおりである²⁾

- 一、今度貨幣定價御取調之上丁銀豆板銀之儀以後通用停止被仰出候 仰出候間は迄銀名ヲ以貸借有之向ハ其取引致シ候節之年月日之相場ニ依テ金銭仕切ニ相改可申候
- 一、舊来之丁銀豆板銀共所持ノ者ハ近日御改製之新金銭ヲ以御買上相成候間追々其筋ヨリ會計官貨幣司ヘ可申出者也

2) 『法規分類大全』第一編貨幣二、176～177頁。

このように維新政府では、貨幣の定価（＝流通価格）決定に伴って丁銀・豆板銀という秤量銀貨の通用停止を宣言するとともに、銀目で表示された貸借については契約時点での相場で金銭貨建てに換算して書き換えることを命じた。そして、通用停止後の丁銀・豆板銀については後日、改鑄の新貨と交換するとしたのである。しかし、銀目廃止に伴って秤量銀貨は無価値になると誤解され、これを契機として大規模な手形の取り付け騒動が突然発生し、大阪の両替商においては30～40軒が休店・閉店を余儀なくされるなど、金融恐慌の様相を呈したのであった。そうしたなか維新政府では3日後の5月12日、人心の動揺を鎮めるべく、「旧来の銀目手形は通用不能となったわけではなく、9日の仕舞相場でもって金建ての手形に書き換えられて引き続き通用する」という御触れを發出し、これを契機として取り付け騒動も終息した。

その一方で、銀目貸借の書き換え問題の解消には約半年の期間を要した。というのも、銀目の貸借を契約当時の相場で金銭貨建てに換算するべしという維新政府の命令をそのまま履行した場合、大名等の借り手優位となる一方で貸し手となった両替商の金建て受け取り額が減少を強いられることになった。それゆえ、両替商を中心に民間部門での貸借契約に政府が関与する根拠はないとして、契約時の相場ですべての銀目貸借を金建てに換算することに対して反発の声が高まったからである。

これに対し維新政府では5月12日、「銀目貸借の仕切は当分の間、5月9日の仕舞相場（金1両＝銀219匁4分、銭1貫文＝銀17匁4分8厘）で金銭の貸借に書き換える」ことを命じたが、その当時、銀目廃止を見越して金相場が著しく上昇したこともあって、この相場では逆に借り手が不利益を蒙ることになった。このように銀目貸借の仕舞相場の設定方法については貸し手と借り手との利害が対立したが、11月中ごろまでに漸く両者が合意し、11月25日の布告において次のように定められた。

一、御廢止以前ノ取引ハ貸付月又ハ品物賣渡月ノ相庭ト仕舞相場以平均ノ

相庭タルベキ事

- 一、去ル寅年巳前ノ貸付等ハ何年前タリトモ總而去ル寅年早春ノ取引相庭
- ニ被準候事

すなわち、銀目貸借については寅年の慶応2年を境にして、その後の取引は契約時の相場と5月9日の相場の平均とする一方で、それ以前の取引に関してはすべて慶応2年正月（寅年早春）の金銭相場に準じて金銭の貸借に書き換えられることになったのである。なお、寅年早春の取引相庭については慶応2年正月の相場と4年5月9日の仕舞相場の平均とする意味であるという註釈が12月23日発出の御触において付け加えられた。このようにして銀目貸借の書き換え問題については当事者である民間部門の意見を参考にして事態収拾策が策定されたこともあって、明治元年中に漸く落ち着いた。

1.2 銀目廃止に関する研究史の展望

以上が、明治初年に大阪の金融界を動揺させた銀目廃止の経緯とその顛末である。銀目廃止は近代幣制の形成過程を議論するうえでの重要な出来事であるため、経済史家も関心を寄せ、その実態と意味合いについての研究も行われてきた。ただし、銀目廃止時やその後、両替商の多くが廃業したことを主因に経営文書もさほど残っていないという事情もあり、銀目廃止にかかわる研究は多くはない。加えて、そうした研究の大半は1930年代のものであり、第二次世界大戦後から現在にかけては公表された研究成果はきわめて少ないといっても過言ではない。

実際、銀目廃止を正面から論じた研究書あるいは研究論文としては、松好貞夫氏、澤田章氏、藤村通氏、菅野和太郎氏などの研究業績が挙げられるにとどまる³⁾。このほか、古老の話に基づき江戸時代の大坂における両替商にあり方を記した文献としては、『両替商沿革史』や『大坂昔時の両替商』が指摘できる。このうち『両替商沿革史』は明治36年（1904）に大阪両替商組合の事務員で

あった吉岡源七が古老などから往時の両替商のあり方について聴取した話に基づいて著したものである。

この銀目廃止の意義や効果に関しては、現在までのところ、概ね次のような通説が形成されている。

「銀目は布告にもとづき金建てに換算し、銀手形であれば金手形に変更すればよいのであるが、実際問題としては恐慌心理がその間に働いて、銀手形所持人は手形書換えの前にいっせいに両替商に殺到して正貨引換えを請求し、取付けが起きた。しかるに銀手形は大部分が空手形で、両替商は発行手形にたいする支払準備金の過少のため、休業および倒産が続出し、信用組織は根本的に破壊されたのである。

大阪における銀目取引の慣行は、同地経済界のあらゆる方面に関係していたので、その廃止は価格の単位を銀目から金・銭建てに変更するというだけではすまされず、これに関連するいっさいの習慣および機関の動きを停止するものであって、同地金融界の大動揺を引き起こしたのも当然であった。」⁴⁾

「銀目廃止は経済界、とくに大阪の両替商の間でパニックを引き起こした。大阪の両替商は膨大な量の銀目手形を発行していたが、銀目廃止によりこれが無効になると思った手形所持者は両替商に殺到し、正金との交換を求めたため、両替商は支払い不能に陥り、大阪の有力両替商は多くが閉店に追い込まれたのである。また、政府は既存の銀目による貸借証文は銀

3) 松好貞夫『日本両替金融史論』(文芸春秋社、1932年)、同『明治維新後に於ける両替商金融』(金融研究会、1937年)、澤田章『明治財政の基礎的研究』(寶文館、1934年)、藤村通『明治財政確立過程の研究(増補版)』(中央大学出版会、1968年)、菅野和太郎『銀目廃止と太政官札』(『経済史研究』第13巻第3号、1932年)。

4) 日本銀行調査局編『図録日本の貨幣(第7巻、近代幣制の成立)』(東洋経済新報社、1973年)、212頁。

目廃止日の金相場で、金表示に書き換えることを命じたが、銀目廃止を見越して金相場が著しく上昇（金高銀安）していたため、大阪の両替商など銀目債権を持つ者は著しく不利に、大名など銀目債務を持つ者は有利になった。⁵⁾

その一方で、意見が一致せず、両論併記のままとなっているところや検証が十分でない議論もなお次のとおり残っている。すなわち、第1は銀目廃止の事由である。この点に関連して『両替商沿革史』は、維新政府は太政官札の発行・流通の円滑化を目指して銀目廃止を断行したと主張し、菅野和太郎氏などがこの考え方を支持している。これに対し、松好貞夫氏、澤田章氏および藤村通氏は、銀目廃止にかかわる布告の冒頭に記されているように、この措置は貨幣制度の統一を目指したものであり、太政官札の発行とは何ら関係はないと主張する。文献資料が乏しいなか、この論争に決着をつけようとする研究は現在までのところ、管見の限り、報告されていない。そのため、1970年代初頭までの日本の近代貨幣史研究を展望した概説書である日本銀行調査局編『図録日本の貨幣（第7巻）』では、両論併記となっている⁶⁾

第2は、銀目廃止の経済効果である。この課題に関しては、大阪の両替商を中心として先に掲げた通説のとおり甚大な影響を及ぼしたとされる一方で、その効果を具体的に検証した研究は皆無といっても過言ではない。実際、銀目廃止が及ぼした影響に関しては松好貞夫氏により「大阪在来の商業習慣あるいは金融組織は根本的に破壊され、両替商の信用を基礎として成立していた取引関係はほとんど、全体的に決済の途を杜絶された⁷⁾」とか、作道洋太郎氏により「明治維新にさいして、まず最初に銀目停止（銀目廃止）が断行され、…、その煽りを受けて、相次いで両替屋が倒産し、ついで株仲間も解放され、大阪の

5) 宮本又郎・高嶋雅明『庶民が歩んだ金融史』（福德銀行，1991年），112頁。

6) 日本銀行調査局編『図録日本の貨幣（第7巻）』，242～243頁。

7) 松好貞夫『明治維新後に於ける両替商金融』，94～95頁。

商業・金融・財政が、まったくの麻痺状態に陥った⁸⁾と指摘されることが多いが、その根拠となる文献資料等は提示されていない。

しかし、その後、鴻池屋善右衛門などの大手両替商は取り付け騒動の終息とともに漸次営業を再開し、太政官札の金貨との両替を行っていた。加えて、明治2年に創設された大阪為替会社においても有力両替商が多数登用されるなど、重要な役割を果たしていた。さらに、同じく明治2年以降、通商会社の下で大阪の商業界は再編成されていったが、通説のとおり銀目廃止によって大阪の金融経済界が壊滅的な打撃を受けたとした場合、早急な回復はなぜ可能であったのかが問題になる。このように考えると、銀目廃止の影響は通説とは異なっていて局所的なものにとどまっていた可能性も否定できない。この問題については、近年公表された石井寛治氏による幕末から明治期にかけての大阪の両替商の経営動向とその変遷に関する研究⁹⁾を除けば、そうした視点のうえに立った分析に基づく研究成果はこれまでのところ、文献資料面での制約から非常に少ない。それゆえ、本稿では、これらの問題について改めて検討することにした。

2. 銀目廃止と太政官札との関係

2.1 これまでの銀目廃止と太政官札との関係についての議論の要約

銀目廃止と太政官札との関係を初めて論じたのは『両替商沿革史』であり、次のとおり太政官札という金貨建ての楮幣の流通円滑化を図るに際しては大阪で広く流通している銀建て手形を廃止する必要があるとして銀目の廃止が実施されたと主張する¹⁰⁾。

「此時に當てや大阪には重に手形の銀目を通用し恰も一箇の大紙幣の観

8) 作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』（未来社、1961年）、300～301頁。

9) 石井寛治『経済発展と両替商金融』（有斐閣、2007年）、第4章「両替商から銀行へ」。

10) 本稿での『両替商沿革史』の引用に際しては、黒羽兵次郎編『大阪商業資料集成 第三輯』（大阪商科大学経済研究所、1937年）を利用した。

あり。故に此手形を廃するにあらずんば、以て楮幣を普及するの効力なきに至れり。故に同年五月を以て銀目を廃したるが其結果両替商の倒産を来すもの夥多なりしは前項記載の如し。依て一時の急務に応ずるの爲めに、何拾万兩と云ふ可き金札を無利息にて貸下げる事とせり。されど其借入れ方に附ては、鴻池始め其他の両替商の連帯にあらざれば能はざる小面倒なる手数を煩はすのみならず、銀目廃止と共に両替商は全く不振に陥りけるが故に、預金の支払ひ方に余議なくせらるゝものは兎も角も、さして之を借用するの必要な者及び他の者の連帯に迄立たねばならぬを厭ふものは毫も借入る事を為さず。されば石崎・殿村伊太郎等の数軒は同時に休業するに至れり。

(中略) 爾後手形の流通は頓みに其蹟を絶ち、独り金手形に依りて正金の授受を為すに及びたるが、之れぞ即ち両替商衰退の原因と示ふも敢て失当にあらざるべし。」(135頁)

その一方で、銀目手形の流通が太政官札の流通を阻害すると判断されるに至った根拠はとくに示されていない。それゆえ、果たして銀目廃止は太政官札流通の円滑化を目的として実施されたのか否かが問題となったのである。こうした疑問を初めて投げかけたのが松好貞夫氏である¹¹⁾ 同氏は、維新政府は通貨紊乱と称されるように混乱状態にあった貨幣制度について金貨を軸として統一することを目指しており、そうした観点のうえに立って銀目廃止が実施されたと主張する。その根拠としては、4月28日に公表された旧幕府貨幣の流通価値の定立が挙げられ、銀目廃止の布告にある「今度貨幣定價御取調之上丁銀豆板銀之儀以後通用停止被仰出候」という文言はそうした捉え方を支持するとされる。澤田章氏および藤村通氏も、松好氏とほぼ同様の議論を展開している。

11) 松好貞夫『日本両替金融史論』、414～416頁、同『明治維新後に於ける両替商金融』、73～74頁。

そうした幣制改革を重視する考え方の典型的なものとしては藤村通氏の議論が挙げられる。実際、同氏は、「金札（筆者注、太政官札のことをいう）の流通は幣制の統一があつてこそ初めてできることであれば、政府の目指す計数的統一としての幣制改革と矛盾するものは排除されなければならない。…このように経済政策の立場からみるならば、銀目廃止令は幣制改革の一環であつたことが第一義的ではなかつたかと考えられるのである。」¹²⁾と述べている。

これに異を唱えたのが菅野和太郎氏である。菅野氏は、布告を表面的に解釈すると松好氏や澤田氏のように銀目廃止は幣制統一を目指して実施されたと思ふことはできる。しかし、当時の大阪における手形の流通実態を踏まえて考えると、『両替商沿革史』にあるとおり、銀目は太政官札の流通円滑化を目指して廃止されたと結論づけるべきであると主張した。菅野氏がそうした捉え方の根拠としたのは次の2点であつた。

第1は、銀目廃止を契機として手形の取り付けが発生したことである。銀目の廃止が単に幣制の統一にとどまるのであれば、手形の取り付けは発生しないはずであり、幣制の統一目的だけでは銀目の廃止とともに取り付けが発生したことを説明することはできないと考えられるからである。第2に、銀目廃止と同時に太政官札の発行日を予告したことである。仮に幣制の統一を目的として銀目が廃止されたとした場合、それと性質の異なる太政官札の発行日を同時に予告する必然性はまったくない。それにもかかわらず、同時に予告したこと自体、何らかの事由が潜んでいたとみるべきである。

菅野氏は、これら2点を論拠として、銀目は太政官札の流通円滑化を狙いとして廃止されたとするのが相当であると主張したのである。というのも、『両替商沿革史』が指摘するように、大阪では紙幣と同様の支払手段として手形が広く流通しており、そうしたなかで信用力に乏しい維新政府が金建ての太政官札を発行した場合、円滑な流通は到底期待できない。そのため、手形の流通を

12) 藤村通『明治財政確立過程の研究』、44～45頁。

阻止するべく銀目廃止という挙に出たとしか考えられないからである。本来であれば、手形の流通を直接禁止するべきであったが、何ら弊害が生じていないなかでの手形流通禁止は暴挙に等しく、これを取行することはできなかったため、銀目廃止により暗々裡に手形の流通を阻止する手段に訴えたと観念されたのである。¹³⁾

もっとも、菅野氏が「政府がこの意図を以って銀目を廃止したということについて直接的に証明をなすことが出来ない」¹⁴⁾と自ら認めているように、太政官札の流通円滑化を目指して銀目が廃止されたという命題は推論の域にとどまっている。実際、松好氏は、太政官札の流通円滑化論はひとつの仮説であり、それを諾々として受け入れることはできないとしている。加えて、菅野氏が提示した銀目廃止にかかわる2つの疑問は、幣制整理論で解き得ない問題ではなく、銀目の廃止とともに取り付けが発生するのはむしろ当然とも考えられると松好氏は主張する¹⁵⁾しかし、そうした主張の具体的な根拠は示されていない。

このように銀目廃止と太政官札発行との関係をめぐっては主に松好氏と菅野氏との間で意見が交わされたが、他の研究者による参入もなく、銀目廃止をめぐる論争は静かに表舞台から姿を消すに至った。そうした状況下、銀目廃止の根拠をめぐる論争はいまだ決着がつかず、1970年代初頭での日本における貨幣史研究を展望した日本銀行調査局編『図録日本の貨幣』も、両論併記となっているのである。

2.2 改めて銀目廃止と太政官札との関係について考える

2.2.1 銀目手形は何を意味しているのか

以上が銀目廃止と太政官札との関係をめぐる議論の現状である。本稿では、この問題について改めて検討し、いずれの主張が正鵠であるか判断することに

13) 菅野和太郎「銀目廃止と太政官札」, 10頁。

14) 菅野和太郎「銀目廃止と太政官札」, 10頁。

15) 松好貞夫『明治維新後に於ける両替商金融』, 78～80頁。

したい。その際、鍵となるのは江戸時代の大坂で流通するとともに取り付けの対象となった銀目手形とは一体、どういうものであったのかという視点である。この点について、松好氏も菅野氏もともに、どういうわけか一切言及していない。

周知のとおり、江戸時代の大坂においては問屋・仲買間の資金決済手段として銀目手形が広く利用されており、それ自体、大坂の信用制度の発達振りを示すものとみなされることが多い。ちなみに、吉岡源七氏は『両替商沿革史』において「一般の人々は勿論、賤業の遊郭迄もこれを便なりとし、其金額の多寡を論ぜず、一枚の手形により、多きは別に制限する処なく、少なきは十匁乃至廿匁位にても尚お小商人は振出すまでに至りし」(94頁)、「手形なるものは恰も当今の兌換紙幣の如きものにて、其の手形に依りて転々市場の用を弁じ来たり」(95頁)として、大坂においては両替手形と称される銀目の手形が交換手段として広く利用されていたことを描写している。

その一方で、『両替商沿革史』の「第三 手形の種類」において論じられている振出手形(振り手形)や振差紙といった銀目手形はあくまでも両替商に預けられた当座預金に対する支払指図として振り出されるものであり、市中を転々流通することはない。いうまでもなく、手形の振出人は両替商に預金勘定を開設している商人であって、両替商相互間の資金決済目的で振り出される振差紙を除き、両替商が手形を直接振り出すことはない。加えて、その現金化に際しては両替商への預け入れが求められる。このほか、両替商は取引先を信用度の高い商人や大名に限定していたという点を考慮すると、小商人が銀目手形を振り出すとか、一般の人々により銀目手形が支払手段として広く利用されとかいったことはそもそもありえない。実際、銀目手形は縦長に切られた薄手の半紙に金額等が墨書きされたものであり、紙質の耐久性、偽造の容易性を考慮すると、転々流通することを意図して発行されていたとは考え難い。したがって、振り手形に代表される銀目手形については、節季における問屋・仲買間の商品の販売代金の支払手段として振り出され、資金取り立ての過程で両替

商の間を流通したと考えるのが妥当なところである¹⁶⁾

このように『両替商沿革史』における銀目手形に関する記述には矛盾したところがみられる。多分、吉岡源七氏は相異なる銀目の手形をいずれとも銀目手形と称していたのではないかと考えられる。通常、大坂で流通していた銀目手形と呼ばれるのは後者の卸売商等により資金決済目的で振り出されたものであり、一般庶民の間で転々流通する小額の手形ではない。それでは、この小額の手形についてはどのように理解するのが適切であろうか。この問題に接近するため、江戸時代の大坂における貨幣の流通実態に触れることにしよう。

2.2.2 取り付け騒動はなぜ発生したのか

江戸時代、大坂・兵庫・尼崎・西宮などにおいては安政期(1854~60)以降、慢性的な秤量銀貨不足の緩和を狙いとして商人が両替商を名宛人あるいは引受人として発行した銀建てで小額の私札が流通していた。この類の私札は一般に振出手形札あるいは為替手形札と呼ばれ、藩札に類似した大きさと発行され、しかも流通性に配慮して厚手の用紙が用いられていた。とくに摂津方面で発行された振出手形札の場合、券面の表には「〇〇渡」として名宛人あるいは引受人となった両替商の店頭においていつでも正金銀と引替可能であることが記されていたほか、本両替の印が押捺されたものも多数みられた¹⁷⁾ この手形札は一般に両替手形と呼ばれ、名宛人あるいは引受人となった本両替の高い信用力を拠り所として「当今の兌換紙幣の如きもの」(『両替商沿革史』)として流通していた。

したがって、幕末の大坂において広く流通していた小額の振り手形とは、この両替手形あるいは振出手形札という商人が両替商を引受人として発行した私札であったと考えられる。そして、吉岡氏の主張から判断すると、幕末・維新

16) 新保博「徳川時代の信用制度についての一試論—両替商金融を中心に—」、『神戸大学経済学研究年報3』, 1956年, 126頁。

17) 日本銀行調査局編『図録日本の貨幣(第6巻, 近世信用貨幣の発達(2))』(東洋経済新報社, 1973年), 139頁。

の大阪においてはそうした両替手札が大量に流入するとともに、一般庶民レベルでは正金銀に代わる支払手段として両替手形の利用が高まっていたのであろう。このように考えると、『両替商沿革史』において両替手形と称されていた銀目の手形は、卸売業者間の資金決済に利用された振り手形ではなく、実は大阪の両替商を引受人として近隣の商人が発行した両替手形あるいは振出手形札という私札であったといえよう。

ただし、大坂の両替商が両替手形の発行にどのようなかたちで関わっていたのかという点についてはほとんど資料が残っていない。それゆえ、これまでのところ、発行額やその流通実態は明らかになっていない。ここでは、大阪の経済的地位の傾向的下落、計数銀貨の普及に伴う金銀貨の交換という値鞘の大きい業務の縮小、徳川幕府による御用金の調達に伴う自己資本の低下など、両替商を取り巻く経営環境が変化するなかで、新たな収益減を確保するべく私札の引受人になったという仮説を提示しておきたい。

その際、引受人となった両替商においては保有する準備金を大幅に上回る金額を引き受けるなど、いわゆる空手形の状態にあったと判断される。この文脈のなかで判断すると、「大阪の両替商は膨大な量の銀目手形を発行していた」という通説は、そうした両替手形を過大に引き受け、空手形の状態にあった両替商が多数存在していたという事実を指し示しているといえよう。そうであるがゆえに、両替商に対する信認が何らかの事情によって動揺すると取り付け騒動が発生し、その規模が大きくなれば経営基盤が脆弱で空手形状態にある両替商を中心に現金の支払いが不能となって、休業・閉店を余儀なくされることになる。

このように考えると、銀目の廃止とともに取り付けが発生することになったそもその素地は両替手形と呼ばれる私札が準備金との対比でみて過剰に引き受けられ、空手形化していたことにあったといえることができる。菅野氏は、先に指摘したとおり、銀目の廃止が単に幣制の統一にとどまるのであれば、手形の取り付けは発生しないと主張するが、そうした捉え方に経済学的な根拠を与

えることはできない。取り付けは、空手形と称されるように部分準備の下で正貨との兌換が約束された紙幣が発行されるなか、発行者あるいは引受人に対する信認が何らかの事情によって動揺したときに発生する現象であって、幣制の統一とは何ら関係はない。それゆえ、取り付けが発生したという事実を根拠に銀目の廃止は太政官札の円滑な流通など幣制の統一以外を目的として断行されたとはいえないのである。

2.2.3 誰が取り付けに走ったのか

次に問題となるのは、誰が取り付けに走ったのかである。通説では、銀目廃止により保有する手形が無効になると思った手形の所持者が多数、パニック的に両替商に殺到し、正金との交換を求めたとされる。両替商が取引する商人は通常、大手の卸売商人を中心に1軒当たり30人前後である¹⁸⁾ しかも彼らが保有する手形は販売した商品の代金として受け取った振り手形であり、取引先の両替商に取り立てを依頼し、両替商間の資金決済ネットワークを経由して当座預金に振り込まれる。そのため、両替商と取引関係にある卸売商人等が振り手形の現金化を求めて店頭で殺到することはまずありえない。加えて、資金決済に際し両替商発行の振り手形を利用すること自体、当該商人の信用度が高いことを意味しているため、取引先の商人がわれ先にと両替商に赴き、預金取引を解約することもあり得ない。

このように考えると、銀目廃止の布告で保有する両替手形が無効あるいは紙切れになると思ってパニック的に両替商の店頭で殺到した手形の保持者は一般庶民や小商人と考えられる。これもひとつの推論であり、仮説の域を脱することはできない。しかし、先に指摘した『両替商沿革史』における小額の両替手形が転々流通していた状況に関する描写を踏まえると、そうした推論は強ち間

18) 大坂の両替商のあり方に関しては、石井寛治『経済発展と両替商金融』のほか、鹿野嘉昭「江戸期大坂における両替商の金融機能をめぐって」(同志社大学『経済学論叢』第52巻第2号、2000年12月)、中川すがね『大坂両替商の金融と社会』(清文堂、2003年)などを参照。

違いではない。むしろ、この推論のほうが現実に近いと判断される。

ここで問題となるのは、維新政府においては、大阪における貨幣の流通ないし一般庶民の間での資金決済のあり方を知悉していたか否かである。仮に十分理解していれば、銀目廃止の趣旨を十全に説明し、一般庶民がその意味を誤解して不測の行動に走るのを抑制するような行動を採ると考えられる。しかし、その当時の布告等や政府要人の動きをみても、そうした痕跡は窺われない。維新政府の役人の多くは下級武士出身であり、財政や金融には明るくない。とくに銀目廃止の布告を起案した部署は幣制の統一を担当する会計官貨幣司であり、彼らは幣制の統一を最重点課題として銀目廃止の布告を発出するに至った一方で、適切な広報活動を怠っていたと考えられる。そのため、大阪の一般庶民は、銀目廃止に伴って手持ちの両替手形が無価値になると誤解して、パニック的に取り付けに走ったのである。

以上のとおり、幕末・維新の大阪においては両替商を引受人とする両替手形が一般庶民の支払い手段として広く普及するとともに空手形と称されるように過剰に発行されていた。そうしたなか、維新政府が5月9日に幣制の統一を意図して発出した銀目廃止にかかわる布告を一般庶民が両替手形を無効にするものと誤解して両替商の店頭に殺到したため、取り付けが発生したというのがより実態に近いのではなかろうか。銀目廃止の布告は太政官札の円滑な流通を目指して発出されたという仮説は興味深いが、現実的な意味を持ちえないと判断される。いうまでもなく、これもひとつの推論であり、文献資料が残っていないため、証明することはできない。しかし、鴻池銀行の支配人を務めた蘆田順三郎氏は当時を回顧して次のとおり銀目廃止が幣制統一のために実施されたと述べ、われわれの主張を間接的ながらも支持している。

「それだから銀というふものは全く空ですネ。殆ど一種の標本みたいなものです、支那の両みたいなもので、ちょっと、こんな小玉を一つつけて何十匁になるとか、斯うようて居ったのです、全く空物であったのです。

そこで銀目といふものは、空物であるあら、廢めてしまへと云うことになって、銀目というふものは一切稱へることはならぬとなったのです。」¹⁹⁾

2.2.4 太政官札発行の事前予告をどう評価するか

このほか、菅野氏は、維新政府が銀目廃止と同時に太政官札の発行日を予告したことを重視し、ここに銀目廃止には太政官札の流通円滑化という狙いが潜んでいたと主張する。現在では政府が制度変更を実施する場合、混乱回避を目的として事前に変更の内容とその実施タイミングを予告するのが一般的となっている。こうした変更予告の取り扱いを踏まえると、太政官札の発行を1週間前に予告するのはある意味で当然のことであり、それが偶々、銀目廃止の実施日に一致していたとも考えられる。したがって、菅野氏のように銀目廃止と同時に太政官札の発行日が予告されたことには太政官札の流通円滑化という狙いが潜んでいたとみなすのはかなり飛躍した解釈といわざるを得ない。

事前予告との関連ではむしろ、銀目廃止の布告が突然発出されるとともに即日実施されたことを疑問とすべきではなかろうか。大阪の金融経済界からみた場合、銀遣いは長年の慣行であり、これを一片の布告で廃止すること自体、ある意味で暴挙である。だからこそ、一般庶民は誤解して取り付けに走ったのであろう。実際、銀目廃止という重大な制度変更の実施に際しては布告の発出後、1週間から1か月程度の経過期間を設けるのが通常である。しかし、維新政府はそうした対応を採用しなかった。なぜだろうか。理由は単純である。政府においては閏4月14日に旧幕府貨幣の流通価値の定立を公表した際、幣制を金貨で統一することを宣言しており、その意味で銀目廃止は予告済みと判断されたのであろう。それゆえ、銀目の廃止時に太政官札の発行が予告されたことを根拠として、銀目廃止は太政官札の流通円滑化のために実行されたということはできないと考えるのが相当である。

19) 沢田章編『世外侯事歴維新財政談』（原書房、1978年）、44～45頁。

このほか、太政官札発行の責任者である三岡八郎は慶応4年1月から鴻池屋善右衛門など大坂の有力両替商に何度か会い、太政官札発行の趣旨を説明するとともに同札発行に関する協力を依頼していた²⁰⁾。実際、『両替商沿革史』によると、「此儀（筆者注、太政官札の発行のこと）は大坂の御用掛一同の熱望する處にして、若し之が許容を得ざらんには、金融は轉た逼迫を加え、御用掛の者も上の御用を勤る能はざるの悲境に遭遇せん」（134頁）と大坂の両替商、高木五兵衛の手代である神田彦兵衛等は太政官札の発行を会計官総督の中御門中納言などに懇願している。こうした維新政府と大坂の両替商との関係を踏まえると、維新政府が太政官札の流通円滑化を狙いとして突然、一方的に銀目廃止を決定したとは考え難い。

3. 銀目廃止が大坂の金融経済界に及ぼした効果

次に検討する必要があるのは、銀目廃止は大坂の金融経済界を大混乱に陥れ、その後の衰退を決定づけたという主張である。しかし、そうした捉え方も、文献資料や統計により検証されていないという意味で推論の域を出ていない。ここでは、この問題についてももう少し掘り下げて検討することにしたい。検討の具体的な対象となる課題は、次の3つである。すなわち、第1は、銀目廃止が大坂の金融界に及ぼした影響とは果たしてどの程度の大きさのものであったのか。第2は、銀目廃止は大坂の経済界に深刻な影響を及ぼしたのか否か。第3は、銀目貸借の金貨への換算問題である。以下、これらの問題について子細に検討する。

3.1 取り付けの発生で大坂の金融界はどの程度混乱したのか

最初は、銀目廃止が大坂の金融界に及ぼした影響である。この点に関し、『両替商沿革史』は次のとおり記述している。

20) 『両替商沿革史』, 133～135頁。

「両替商中の運転は、斯の如き融通に依て空手形の通用盛なりしが、明治元年5月丁銀廃止の時に至りて、其振出し置たる手形を拂ふ能はずして閉店を為したるもの三四〇軒もありたり。

茲に其重なるものを擧示すれば、

十人両替 (森本) 近江屋猶之助

(森本) 近江屋牛次郎

十人両替 (白山) 炭屋安兵衛

全 (白山) 炭屋彦五郎

全 (全) 松屋伊兵衛

の面々にて、此空手形を所持せしものは、為めに非常なる損害を蒙るに至れり。丁銀廃止の際、幸にして家名を全ふせしものは空手形の振出し額を減じて手堅く営業を為せしもの、み。聞く、昔銀手形の通用盛なりし時に當たりてや、其甚しき者に至りては壱萬兩の資本を以て能く六七萬兩の手形を振出しせしもの尠なからず。」(119~120頁)

「銀目廃止の為めに両替商の休業するもの頻々相踵ぐ。中にも依然として其業を継続し居たるは、木原忠兵衛・山口吉郎兵衛・速身佐一郎・谷村伊右衛門・川上利助・井上保次郎、その他の数軒に過ぎず。其は銀目廃止と共に金相場も全然不必要と為りたるを以て、十人両替商の錚々たる鴻池・殿村・高木等も同時に休業し、諸藩邸の蔵屋敷掛屋用達を専業と為すに至りたり。」(127頁)

この書き振りから判断すると、規模の大小を問わず、大阪の両替商の多くは取り付けに見舞われたようである。例えば十人両替という最有力の両替商10軒のうち5軒が閉店に追い込まれたほか、残りの5軒をはじめとして数多くの店は休業・休店して嵐が過ぎ去るのを待っていた。その結果、取り付けの嵐のなかで営業を継続していた両替商は10軒程度にとどまる。その一方で、取り

付けに見舞われて閉店ないし破綻を余儀なくされたのは、先に指摘したように空手形を過剰に発行していた両替商であったと推測される。

問題となるのは、銀目廃止を契機として発生した取り付けの大きさをどのような基準でもって測定するかである。両替手形の保有者がわれ先にとその現金化を求めて両替商の店頭に押し寄せると、そうしたパニックに対応するべく休業・休店する両替商が相次ぐのも当然といえるため、単純に休業・休店を判断基準とすることはできない。というのも、取り付け騒動が鎮静化すると、休業・休店したところでも営業を再開する動きがみられるからである。この点に関連して、ノースウェスタン大学のカロミリス教授とペンシルバニア大学のゴートン教授は、取り付けは情報が不完全ななかで健全な金融機関の抽出を目的とした過程と捉えることができるとしている²¹⁾

したがって、取り付けの規模の大きさを測定するに際しての重要なメルクマールになるのは最終的にどのくらい両替商が閉店あるいは破綻に至ったかである。この点、『両替商沿革史』の記述によると、最終的に破綻した両替商は30～40軒にとどまる。問題となるのはこの数字が大きいのか、あるいは許容範囲にあるのかである。ちなみに、『両替商沿革史』によると明治17年(1885)における大阪両替商組合の仲間(組合員)数は345であり、慶応4年5月の銀目廃止時には少なくともこの規模以上の両替商が活動していたと考えられる。この両替商数を基準として考えると、破綻した両替商は1割前後にとどまる。

この事実はまた、取り付けに見舞われた両替商がすべて破綻したのではなく、準備金あるいは自己資本との対比でみて両替手形を過剰に引き受けていた両替商を中心に破綻したことを示唆している。確かに十人両替を含めて数多くの両替商が取り付けに見舞われ、休業に至ったことは否定しえない。しかし、最終的に閉店ないし破綻に至ったのは30～40軒(うち十人両替は5店)とい

21) Charles W. Calomiris and Gary Gorton, "The Origins of Banking Panics: Models, Facts, and Bank Regulation," in *Financial Markets and Financial Crises*, ed. Glenn Hubbard (University of Chicago Press, 1991), pp. 109-173.

うことは、銀目廃止が大阪の金融界に及ぼした影響は「まったくの麻痺状態に陥った」²²⁾と強調されるほど深刻なものではなかったということを示唆している。実際、鴻池屋善右衛門などは、取り付け騒動が鎮静した後速やかに業務を再開し、明治2年に設立された通商会社、為替会社の経営にも深く関与していたことを指摘しておきたい。

3.2 両替商はその後、どうなったのか

また、通説では銀目廃止を契機として大阪の両替商は衰退することになったとされているが、果たしてそうなのだろうか。この問題に対し、石井寛治氏は近年、薩摩・長州藩による戦利品「分捕」行動が徳川幕府に近かった有力両替商の経営基盤を脆弱化させたことこそ大阪両替商の衰退を議論するに際して重要視されなければならないと主張している²³⁾。その根拠とされているのは次の2点である。

第1に、銀目廃止で閉店したとされる十人両替の炭屋安兵衛をはじめとして、竹川彦太郎、加島屋作次郎などの有力両替商10軒が銀目廃止のおよそ3カ月前の慶応4年1月末に休業を余儀なくされるに至っている。これらの両替商に共通するのは幕府との関係が深いということであり、鳥羽・伏見の戦いに勝利した薩摩・長州藩による朝敵処分のなかで、そうした両替商が保有する多額の手許資金が戦利品として分捕され、財務基盤が脆弱となって事業の継続が困難になったことが挙げられる。

第2に、三井大坂両替店、近江商人で両替商を兼ねる小林吟右衛門の京店の資料には銀目廃止にかかわる騒動が記載されているが、それが通説で指摘されるように深刻なものであったという記述はみられない。このことはまた、取り付けがあったとしても長期にわたる散漫なかたちで起こった可能性が高いことを示している。

22) 作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』（未来社、1961年）、301頁。

23) 石井寛治『経済発展と両替商』、82～98頁。

そして、石井氏は、銀目廃止で閉店を余儀なくされた両替商の多くはすでに1月に休店しており、この文脈のなかで考えると、銀目廃止は両替商破綻の最初の契機ではなく、むしろ最後の契機のひとつとしてみるべきであろうと結論づけている。このほか、石井氏は三井大坂両替店では取引先となった有力商人あてに提供していた資金決済業務の円滑な運行を維持するべく、その後、休業・閉店した両替商に代わる新たな両替商を従来の資金決済ネットワークに組み入れていたことを明らかにしている²⁴⁾。これら石井氏が新たに見出した知見とこれまでの議論を総合すると、銀目の廃止は、一時的な混乱を招いたことは否定できないが、通説において主張されるほど深刻な影響を大阪の金融界にはもたらすことはなかったといえよう。

実際、明治維新や銀目廃止に伴う動乱が鎮静化するなかで、大手の両替商は再び営業を開始した。しかし、昔日の勢いを取り戻すことなく、やがて廃業を余儀なくされていった。なぜそういった事態に立ち至ったのであろうか。この点に関しては次の3点が指摘できる。

第1は、大名貸付の大幅な棒引き（債務免除）に伴い多額の資産が回収不能となって自己資本が大きく毀損され、経営を圧迫したことが挙げられる。

第2は、商業手形の再割引による信用供与を中心とした西欧流の商業銀行制度を導入するという明治政府の方針により両替商による手形の取り扱いが事実上禁止され、両替商はこれまで比較優位を誇っていた資金決済業務からの撤退を余儀なくされたことが指摘できる。この結果、両替商が営みうる業務は金銀の両替のほか、貸出や有価証券の売買に限定されることになった。

しかし、貸出取引においては大阪経済の地盤沈下とともに資金需要が低迷していたほか、江戸時代においては株仲間による規律づけに大きく依存するかたちで取引先商人に対する信用調査やモニタリング手法を確立していなかったことなどもあって、商業手形の再割引を中心とした貸出手法に馴染めず、両替

24) 石井寛治『経済発展と両替商』, 88~93頁。

商の多くはその後、自発的に転廃業していったのである。それはまた、大阪商法会議所会頭の五代友厚が大阪の商業振興策として第1に求めたのが、株仲間という旧来の伝統のうえに立った前近代的な制度の復活であったことから窺われる。

第3に、大阪の両替商の場合、前近代的な取引慣行に深く染まっていたことに加えて、新しい時代の流れに乗るという意欲に乏しかったことが挙げられる。たとえば、大阪を代表する名門両替商であった鴻池屋善右衛門の場合、明治維新後、大阪通商・為替会社において重要な役割を果たしたが、それにとどまり、そうした政府との関係を自らの事業拡大に活かすことにはさほど積極的ではなかった²⁵⁾以上3つの要因が相まって、江戸時代に栄華を誇った大阪の両替商は産業全体として衰退の途をたどっていったのであり、銀目の廃止自体、両替商の経営に対しとくに大きな影響は及ぼさなかったと考えられる。

その一方で、石井寛治氏が見出したように、十人両替などの有力両替商の多くは明治維新後、合計3つの銀行を設立している²⁶⁾この点に関連して高嶋雅明氏は「大阪における国立銀行設立者として両替商の姿が少ない」²⁷⁾と指摘している。確かに明治12年(1879)までに大阪で設立された国立銀行数である10行と比較すると、そうした結論を導くこともできる。しかし、明治12年の国立銀行条例制定直後に設立された国立銀行は合計4行であり、うち1行が両替商の系譜に属するほか、鴻池屋も最終的には断念したが、第三国立銀行の設立を企図していた。加えて、維新に伴う動乱のなかで十人両替10軒のうち5軒が閉店したという事情を踏まえると、むしろ相応の規模で銀行が設立されたといえるのではなからうか。それゆえ、江戸期大坂における両替商の伝統は、一部であるかもしれないが、明治維新後も国立銀行へと引き継がれていったといえよう。

25) 宮本又郎『企業家たちの挑戦』(中央公論社, 1999年), 127~129頁。

26) 石井寛治『経済発展と両替商』, 238~242頁。

27) 高嶋雅明「大阪における銀行業の発展と銀行経営者」, 作道洋太郎編『近代大阪の企業活動』(思文閣出版, 1997年)。

3.3 銀目貸借の金貨建て換算問題

第3は、銀目貸借の金貨建てへの換算問題である。大阪の場合、すべての貸借取引は銀建てで表示されるなか、銀目の空位化を背景に金貨建てでの返済が一般化するにつれ、金銀相場の動きが貸し手、借り手双方に重大な影響を及ぼすようになった。実際、契約時点での金銀相場と比較して金安銀高になると、借り手の返済額は減少するとともに貸し手は金貨建ての受け取り額も少なくなり、最終的には貸し手が予想外の損失を蒙ることになる。逆に、金高銀安になると、借り手の返済負担が高む。このように金銀相場の変動は貸し手と借り手に対し非対称的な影響を及ぼす。

先に指摘したように、銀目廃止の布告は、銀目で表示された貸借については契約時点での相場で金銭貨建てに換算して書き換えることを命じた。しかしながら、幕末から明治維新にかけて金高銀安が傾向的に進んでいたなかで、この布告をそのまま適用すると契約時点との比較において金安銀高な相場での換算となって、大名等の借り手優位となる一方で貸し手となった両替商の金建て受け取り額が減少を強いられることになる。実際、銀目廃止を見越して前日には金相場が著しく上昇し、9日の金銀銭相場は金1両＝銀219匁4分、銭1貫文＝銀17匁4分8厘と銀安商状となった。それゆえ、両替商を中心に契約時の相場ですべての銀目貸借を金建てに換算することに対して反対の声が高まったのである。

これに対し維新政府では5月12日、態度を豹変させて銀目貸借の仕切については契約時の金銀相場に代えて「当分の間、5月9日の仕舞相場で金銭の貸借に書き換える」ことを命じた。この相場では、契約当時の相場による金貨換算とは逆に、借り手が不利益を蒙ることになった。このように銀目貸借の仕舞相場の設定方法については貸し手と借り手との利害が対立したが、11月中ごろまでに契約時点での相場と仕舞相場との平均を採ることで漸く両者が合意し、11月25日の布告においてその旨定められた。以上のとおり、銀目貸借の書き換えについては当事者である民間部門の意見を参考にして事態収拾策が策

定されたこともあって、銀目貸借の処分問題も明治元年中に漸く落ち着することになった。

3.4 銀目廃止の大阪経済界への影響

最後に、銀目の廃止が大阪の経済界に及ぼした影響について議論する。この点、通説というべき多くの論者により承認された見解はとくに存在しないが、両替商により構築された大阪の信用機構が根本的に破壊された結果、経済界も動揺を余儀なくされたとされることが多い²⁸⁾ しかしながら、先に指摘したように、銀目廃止に伴う取り付け騒動は局所的なものにとどまっており、その意味で大阪の金融界が大きく動揺したわけではなかった。それゆえ、経済界動揺説は正鵠を得たものとはいえない。確かに、閉店した両替商を資金決済機関として多額の金銀貨を預けていた商家は損失を蒙ったであろう。その一方で、それ以外の商家では、受け取り資金の入金が多少遅れたかもしれないが、さほどの影響があったとは考え難い。

このように考えると、銀目廃止が大阪の経済界に及ぼした負の効果は比較的軽微なものにとどまったといえよう。実際、明治維新政府では慶応4年4月、関東大監察使東下費用の調達を目指して大阪の商人に対し会計基金への拠出を命じ、同年6月以降、漸次払い込まれている。いうまでもなく、この会計基金への拠出は突然の申し渡しであったため、大阪の商人を恐慌に陥れた²⁹⁾ この資金拠出が銀目廃止後1か月を経て行われたこと自体、大阪の商人が銀目廃止に伴って受けた打撃は比較的軽微であったことを示唆している。加えて、大阪の商人は明治元年中に殖産興業を目的として新たに設立された大阪商法司から「その他貸付」として合計109万両の貸付を受けている³⁰⁾ この事実もま

28) 松好貞夫『明治維新後に於ける両替商金融』、94～95頁、作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』、300～301頁。

29) 澤田章『明治財政確立過程の研究』、55頁。

30) 小林延人「明治初年における太政官札の流通経路」(『史学雑誌』第115編第7号、2006年)、第一表(47頁)。

た、銀目廃止は大阪の経済界に対し通説が説くような深刻な影響を及ぼしていなかったことを意味すると考えられる。

4. お わ り に

本稿では、『両替商沿革史』に始まる「銀目廃止は太政官札の円滑な流通促進を狙いとして実施された」という捉え方を中心として、銀目廃止をめぐる諸問題について検討した。その結果、次のような知見が得られた。

第1に、銀目が廃止された事由に関しては1930年代の論争を経て現在では、太政官札の円滑な流通促進のためと幣制整理のためという両論併記となっているが、前者を支持する論者が根拠とする議論は経済学的にみた場合、説得力に富むとはいい難い。それゆえ、銀目は布告の趣旨にあるとおり、幣制の整理あるいは金貨による幣制の統一を狙いとするものであったと理解するのが相当と考えられる。

第2に、銀目の廃止で取り付けの対象となったのは、大阪の両替商が引受人となった小額の両替手形であり、大阪の商人間での資金決済手段に利用されていた振り手形ではない。確かに銀目廃止の意味するところが誤解されてパニック的に取り付け騒動が発生するなど、一時的には大きく混乱した。しかし、最終的に閉店を余儀なくされたのは30~40軒にとどまるなど、銀目廃止が大阪の金融界に及ぼした影響は「まったくの麻痺状態に陥った」と強調されるほど深刻なものではなかったと考えられる。

第3に、そのため、銀目廃止が大阪の経済界に及ぼした影響も比較的軽微であったといえよう。取り付け騒動により閉店した両替商を資金決済機関として多額の金銀貨を預けていた商家は確かに大きな損失を蒙ったであろう。しかし、その一方で、それ以外の商家では、混乱のなかで受け取り資金の入金が多少遅れるといった影響を受けたかもしれないが、取り付け自体、短期間のうちに終息したため、さほどの影響があったとは考え難いからである。

このように本稿での議論は銀目廃止と太政官札発行との関連に重点がおかれ

ている。しかし、幕末から明治維新にかけての貨幣・金融制度の移行過程を論じるに際しては、大阪の両替商が維新後、どのような経営状況にあったとか、どのような推移をたどったのかといった点についても議論することが重要となる。これらの問題については将来の検討課題としたい。